

第20号

発行日
2021. 2. 26

*Super
Highway*

JR東労組バス関東本部



JR東労組ホームページ

バス関申4号

「契約社員B及び臨時雇用員の雇用に関する申し入れ」 を提出しました！

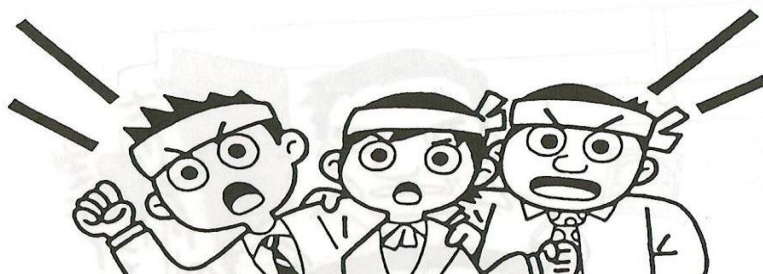
バス関東本部は、2月13日に第2回全分会代表者会議を開催しました。

現在、各職場では65歳以上の契約社員・臨時雇用員に対して、職場の面談で業務の減少を理由に契約更新は出来ないとの説明が行われているとの報告がありました。

この間、ジェイアールバス関東に貢献してきた経過と今後業績が回復した場合の貴重な労働力として、まだ働きたいと考えている方がいる現実もあることから、本人の希望を最大限受け入れて頂くために、下記のとおり申し入れをしました。

要求項目

1. 契約B社員及び臨時雇用員の無期雇用転換時の社内規定について説明すること。
2. 65歳以上の契約社員及び臨時雇用員で、契約更新の意思がある場合は、引き続き雇用を継続すること。
3. エルダー制度終了後も、本人からの希望があれば、雇用契約をすること。



**私たちを取り巻く状況を認識し、
JR東労組への再結集を呼びかけよう！**